

但し端数が半数に達する時は、右を運出する。六地方的聯合會、産業的金融會、産業的金融會の代表者は選定する。代表者の資格は持つものとす。

第十二條

中央委員會は本總同盟の執行機關にして、定期大會の召集に於ける限、必要事項の執行、監核、決議を以て適當の處置をなす事を得。

第十三條

中央委員會は會長、主事、會計、中央委員會の以て組織し、各一衣之を召集す。

但し中央委員三名以上の男女求むらる時は、會員は之を召集すべしとのとす。

第三章 役員

第十四條

本總同盟は次の役員を置く

會長一名、主事一名、會計一名

中央委員若干名、部長若干名

第十五條

會長、主事、會計、中央委員は本會に於て選挙し、部長は中央委員會の承認を得て、會長より委任す。

但し中央委員の選挙に及ん人員は本會準備中央委員會に於て定むるものとす。

但し中央委員の選挙に及ん人員は本會準備中央委員會に於て定むるものとす。

第十六條

會長は本總同盟を代表し本會及び中央委員會の決議に基き一切の會務を統理す。

第十七條

主事は會長の指示を受け會務を處理す。會長不在の時は之を代理す。

第十八條

會計は本總同盟の金融出納、並に財産の管理に關する一切の事務を處理す。